

(別表6) サービスの提供

サービス種類	留意事項
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理基準を設けること。 ・健康診断を受ける機会を、入居時及び入居後毎年2回以上設けること。 ・健康診断の記録を適切に保管すること。 ・健康相談に応じられる体制があること。 ・健康相談の記録を適切に保管すること。 <p>◎看護職員による入居者の健康管理ができる体制とし、その記録を作成保管すること。</p>
治療への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・罹病、負傷等により治療を必要とする場合においては、提携（協力）医療機関、入居者の選択による医療機関又は施設内において嘱託医による治療がうけられるよう、医療機関との連絡、紹介、受診手続き、通院介助等の協力を行うこと。
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護基準を定めること。 ・主治医との連携を確保すること。 ・計画作成担当者、看護職員及び介護職員が連携し、介護計画を策定すること。 ・個々の介護方法についての具体的な作業手順、留意事項を定めること。 ・週2回以上入浴できる体制を整えること。 ・入居者の状態により入浴が適切でない場合には、必要に応じ清拭が行えること。 ・必要に応じ体温、脈拍、血圧等を測定し、観察記録を作成、保管すること。 ・介護記録を作成し、保管すること。 ・介護サービス（医療行為を含まない。）は、契約に定めるところにより、当該ホーム又はその連携ホーム（入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、ホームが行うべきサービスを介護保険施設又は病院に行わせてはならないこと。 <p>◎看護職員又は介護職員が常時対応できる体制を整え、排泄の介助、おむつ交換身辺介助等は、速やかにそのサービスが提供できる体制とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生面に十分に配慮し、提供すること

(別表6) サービスの提供

サービス種類	留意事項
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、1日3食を食堂において提供できること。 ・高齢者に適した食事内容とし、栄養に配慮した献立とすること。 ・アンケートを実施するなど、入居者の要望に配慮した献立とすること。 ・あらかじめ栄養士による献立予定表を作成し、公表すること。 ・入居者の健康状態について看護師等の意見を聞いたうえ、入居者の咀嚼機能、摂取能力に応じて提供すること。 ・主治医又は栄養士の意見に基づいた治療食が提供できること。 ・食堂において食事をするのが困難な入居者に対しては、その居室等において提供できること。
生活相談・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員を中心として、生活全般に関する諸問題につき相談、助言できる体制とすること。 ・入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等へ連絡するほか、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用ができるよう、迅速、適切な措置をとること。
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の利便が確保されるよう、必要なサービスが提供できる体制とすること。 <p>◎要介護者については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。</p>
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。
◎機能回復訓練 金銭管理等	<p>◎入居者の自立の支援のため、その心身の状況に応じ、ねたきりの予防等機能の回復及び減退防止のために適切な訓練を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。 ・本人の依頼、又は本人が認知症等により判断能力を有さず身元引受人等の承諾を得て、施設が入居者の金銭等を管理する場合は、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、具体的な管理方法、本人または身元引受人等への定期報告等を管理規程で定めること

注) 介護付き有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）については、◎についても遵守